

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（北近畿タンゴ鉄道株式会社線の経営移管等に伴う改正）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
<p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合 (中略)</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第 2 号及び第 3 号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合 IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</p> <p>伊豆急行株式会社線 えちごトキめき鉄道株式会社線 伊勢鉄道株式会社線 I R いしかわ鉄道株式会社線 <u>北近畿タンゴ鉄道株式会社線</u> 土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合 (中略)</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第 2 号及び第 3 号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合 IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</p> <p>伊豆急行株式会社線 えちごトキめき鉄道株式会社線 伊勢鉄道株式会社線 I R いしかわ鉄道株式会社線 <u>WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線</u> 土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
第 4 節 団体乗車券の発売	第 4 節 団体乗車券の発売
(団体乗車券の発売)	(団体乗車券の発売)
<p>第 29 条 一団となった旅客の全員が、利用施設、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、運輸機関が団体として運送の引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。</p> <p>(1) 学生団体 指定学校の学生・生徒・児童若しくは幼児又は児童福祉法（昭和 22</p>	<p>第 29 条 一団となった旅客の全員が、利用施設、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、運輸機関が団体として運送の引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。</p> <p>(1) 学生団体 指定学校の学生・生徒・児童若しくは幼児又は児童福祉法（昭和 22</p>

現 行	改 正
<p>年法律第 164 号) 第 39 条に規定する保育所の児童 8 人以上のものとその付添人、当該学校若しくは保育所の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、その学校又は保育所の教職員が引率するもの。ただし、付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とし、また、旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とする。</p> <p>イ 幼稚園の幼児・保育所の児童又は小学校第 3 学年以下の児童であるとき。</p> <p>ロ 障害又は虚弱のため、運輸機関において付添を必要と認めるとき。</p>	<p>年法律第 164 号) 第 39 条に規定する保育所及び同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童 8 人以上のものとその付添人、当該学校若しくは保育所等の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、その学校又は保育所等の教職員が引率するもの。ただし、付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とし、また、旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とする。</p> <p>イ 幼稚園の幼児・保育所等の児童又は小学校第 3 学年以下の児童であるとき。</p> <p>ロ 障害又は虚弱のため、運輸機関において付添を必要と認めるとき。</p>
(中略)	(中略)
<p style="text-align: center;">第 5 節 急行券の発売 (急行券の発売)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 急行券の発売 (急行券の発売)</p>
<p>第 31 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>第 31 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間とにまたがり直通運転する急行列車（関係旅客会社線区間又は連絡会社線区間のいずれかを普通列車として直通運転する列車を含む。）に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 西日本旅客鉄道会社線と北近畿タンゴ鉄道株式会社線をまたがり直通運転する特別急行列車であって、その一部区間を普通列車として運転する列車について、当該区間をまたがって乗車する場合は、指定席特急券に限って発売する。</p> <p>3 北近畿タンゴ鉄道株式会社線の特別急行列車と、福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅と北近畿タンゴ鉄道株式会社線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。</p>	<p>2 西日本旅客鉄道会社線と WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線をまたがり直通運転する特別急行列車であって、その一部区間を普通列車として運転する列車について、当該区間をまたがって乗車する場合は、指定席特急券に限って発売する。</p> <p>3 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅と WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。</p>

現 行	改 正
(中略)	(中略)
(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、 <u>北近畿タンゴ鉄道株式会社線</u> 、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)	(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、 <u>WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線</u> 、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)
第 72 条の 2 第 37 条から第 39 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、 <u>北近畿タンゴ鉄道株式会社線</u> 各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、前 2 条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。	第 72 条の 2 第 37 条から第 39 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、 <u>WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線</u> 各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、前 2 条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。
(1) 大人座席指定料金 旅客規則の定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、 <u>北近畿タンゴ鉄道株式会社線</u> 区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円を併算した額	(1) 大人座席指定料金 旅客規則の定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、 <u>WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線</u> 区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円を併算した額
(2) 小児座席指定料金 旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、 <u>北近畿タンゴ鉄道株式会社線</u> 区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額 (井原鉄道株式会社線区間にあつては大人座席指定料金と同額) を併算した額	(2) 小児座席指定料金 旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、 <u>WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線</u> 区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額 (井原鉄道株式会社線区間にあつては大人座席指定料金と同額) を併算した額
(以下略)	(以下略)
別表	別表
(419)の 2 <u>北近畿タンゴ鉄道株式会社線</u> <u>(略)</u>	(419)の 2 <u>WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線</u> <u>(別添参照)</u>

附則

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別添

(419)の2 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
WILLER TRAINS 株式会社(京都 丹後鉄道)線	東日本・東海・西日本旅客会 社線	山陰本線 福知山	片、往、続、勤定、学定、団、急、 特車、座	
	同	同 豊岡		
	同	舞鶴線		
	同	西舞鶴		